大仙市

農業委員会だより

DAISEN City Agricultural Committee Public Relations

2021.4.1 No.20

いぶりの里で働く皆さん
右端が代表取締役の井上時雄さん

おらえのいぶりがっこは美味(うめ)えどお～

農林水産省の地理的表示（GI）
保護登録のいぶりがっこ

表紙題字：谷口藤美 氏

管内農業者等のご紹介

機械化が進んでも欠かせない手作業。手間がかかります。

表紙の写真は大曲地域内小友の「株式会社いぶりの里（代表取締役　井上時雄さん）」の皆さんです。同社の前身は、平成18年に設立した農業生産法人「有限会社井上農産」で、当時は、稲作が主体、副業として漬物加工を行っていました。令和2年に、近隣の同業者の方々と共に農林水産省の地理的表示（ＧＩ）保護登録を受け、漬物加工部門を「株式会社いぶりの里」として立ち上げ、「いぶりがっこ」の生産拡大と販路拡大を目指しています。県内の生協をはじめ、日本全国に出荷しており、年間24万トンの販売実績があります。取材に訪れた1月中旬は、既に大根の燻し、漬け込みは終了しており、出荷に向けての加工、殺菌、梱包作業の真っ最中でありました。数年前から導入した、大型の自動真空包装機や自動排出計量機（ウェイトチェッカー）の導入により、昔よりずいぶん作業の効率化進んだようです。それでも欠かせないのが、人力による手作業で手間がかかります。現在、従業員は11名ですが、10月から翌年の3月までは8名のパート従業員を加えフル稼働で繁忙期をこなしています。また、外国人労働力の確保にも積極的で、本号が発行になる頃にはベトナムからの労働者の方々も加わる予定のようです。いずれにしろ、厳格な製造方法を要求される農林水産省のＧＩ登録を受けたことにより、「いぶりがっこ」という名称がブランド化されたことになります。野菜を燻して漬物にする食品は、日本のみならず、世界でも希少な発酵食品です。是非、秋田の大仙市が誇る「いぶりがっこ」を世界に発信してもらいたいと思います。

大型自動真空包装機

自動排出計量機（ウェイトチェッカー）

真空包装後の殺菌作業

最後に賞味期限を刻印しての梱包作業

広報専門委員　伊　藤　　悟
（大曲地域）

農地のことは、農業委員・農地利用最適化推進委員にご相談ください。

○農業委員、農地利用最適化推進委員は、農業者の代表として、また地域の世話役として皆さんからのご相談をお受けします。農地の売買、贈与、貸し借り、転用等は農業委員会の許可が必要です。農地に関することは、お近くの委員にお気軽にご相談下さい。秘密はお守りいたします。

○農業委員会では、担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進といった現場活動を行う「農地利用最適化推進委員（推進委員）」を設置しています。また、農業委員は担当地区の限定はされていませんが、推進委員と密接に連携し、これまで同様、現場活動をしています。

大曲地域

職名	氏名	担当農地区域
農業委員	三浦　功	大曲地域
	佐藤敏光	
	髙橋勝範	
	髙川吉昭	
	渡邊敏雄	
	伊藤　悟	
推進委員	高橋芳太郎	大曲町部の一部、大曲の一部、戸蒔、東川、和合
	伊藤徳則	大曲町部の一部、大曲の一部、飯田、川目、小貫高畑
	佐藤洋悦	花館町部、花館
	佐々木正五	内小友の一部
	井上時雄	内小友の一部
	山崎長清	大曲町部の一部、大曲西根、蛭川
	河越昭夫	藤木、下深井、六郷西根
	草薙節雄	四ツ屋の一部、高関上郷
	渡部義秋	四ツ屋の一部、新谷地、松倉
	佐藤　昇	角間川町

神岡地域

職名	氏名	担当農地区域
農業委員	齊藤　亘	神岡地域
	鈴木靖浩	
推進委員	藤原正美	神宮寺の一部
	竹原まゆみ	神宮寺の一部
	黒川雄一	神宮寺の一部、北楢岡

西仙北地域

職名	氏名	担当農地区域
農業委員	菅原廣太郎	西仙北地域
	伊藤裕樹	
	佐々木忠永	
推進委員	伊藤重成	字刈和野、刈和野、北野目
	小笠原喜悦	土川
	佐藤　学	大沢郷宿の一部、大沢郷寺
	佐々木京子	大沢郷宿の一部、杉山田、正手沢、円行寺
	大友金己知	強首、高城、木原田、金山沢、大巻、九升田、寺館

中仙地域

職名	氏名	担当農地区域
農業委員	玉井慎太郎	中仙地域
	田村誠市	
	足達信廣	
	信田浩則	
	細谷精悦	

中仙地域

職名	氏名	担当農地区域
推進委員	岩田長市	長戸呂、鑓見内
	髙橋章夫	長野、北長野
	伊藤俊雄	上鴬野、下鴬野
	安部寛治	清水
	鈴木清敏	豊川
	坂本公紀	豊岡
	髙橋純悦	栗沢、大神成

協和地域

職名	氏名	担当農地区域
農業委員	茂木靖雄	協和地域
	鈴木正雄	
推進委員	橋本光穂	協和境、協和上淀川、協和荒川、協和稲沢
	武藤秀一	協和峰吉川
	菅原俊一	協和船岡、協和船沢
	加藤末道	協和中淀川、協和下淀川、協和小種

南外地域

職名	氏名	担当農地区域
農業委員	伊藤又工門	南外地域
	佐藤吉男	
推進委員	伊藤伊佐美	南外の一部
	佐々木茂治	南外の一部、南外南楢岡
	今野一博	南外の一部、南外外小友

仙北地域

職名	氏名	担当農地区域
農業委員	本間隆喜	仙北地域
	小松伸一	
推進委員	樫尾茂樹	上野田、払田、橋本の一部、高梨の一部
	大野純雄	戸地谷、橋本の一部、高梨の一部
	茂木貴光	板見内、堀見内
	川原憲一	横堀、福田

太田地域

職名	氏名	担当農地区域
農業委員	長澤信徳	太田地域
	泉　芳博	
推進委員	髙橋　剛	太田町横沢、太田町中里、太田町三本扇
	明平哲雄	太田町駒場、太田町国見
	小松一也	太田町太田、太田町小神成、太田町斉内
	谷口　彰	太田町永代、太田町川口、太田町東今泉

令和３年度　大仙市農作業標準賃金・料金表

大仙市農業委員会では、農家の皆さんが農作業を依頼するときの目安となる標準額を定めています。この金額はあくまでも標準額ですので、**圃場状況や作業の困難度などを考慮して、当事者間でご相談のうえお決め下さい。**（消費税込み金額は、10%消費税が加算されています。）

区分			単位	消費税抜き金額（円）	消費税(10%)込み金額(円)	備考
トラクター	耕起	整理田	10a	5,100	5,610	
		未整理田		5,700	6,270	
		畑		6,000	6,600	
	代かき	整理田	10a	5,500	6,050	
		未整理田		5,900	6,490	
田植機	田植	整理田	10a	5,000	5,500	・肥料、農薬は委託者負担とします。 ・すみ植えは含みません。 ・苗運搬は含みません。 ・側条施肥田植機で農薬を同時散布する場合は500円上乗せとします。
		未整理田		5,500	6,050	
	側条施肥田植	整理田	10a	5,500	6,050	
		未整理田		6,100	6,710	
	直播	―	10a	5,000	5,500	・田植（直播）のみ
苗代	育苗	緑化苗	1箱	490	539	・農薬代は含みません。
		硬化苗		630	693	
苗運搬			1箱	30	33	
畦畔つき			片面1m	35	38	
コンバイン	刈取	整理田	10a	14,400	15,840	・すみ刈は含みません。
		未整理田		15,400	16,940	
	一貫作業	整理田	10a	25,600	28,160	・一貫作業は刈取から調整までとします。 ・色彩選別料は含まない。
		未整理田		27,500	30,250	
籾運搬			10a	1,450	1,595	
籾乾燥			60kg	920	1,012	
籾摺り調整			60kg	430	473	
籾摺り調整（色彩選別含む）			60kg	630	693	色彩選別単独の場合は、300円／30kg（税込み330円）但し労賃含まない。
地上防除			10a（1回）	1,000	1,100	・農薬代は含みません。

オペレーター	1時間	1,250円	
一般作業	1日	6,700円	・作業時間は８時間とし、賄いはなしとします・

※未整理田とは30a未満の圃場をいいます。

大仙市農業委員会農地賃借料情報

地域における賃借料の目安となる実勢の農地賃借料情報を次のとおり提供します。

大仙市農業委員会管内における令和２年１月から12月までに農地法、及び農業経営基盤強化促進法により締結（公告）された賃貸借における賃金料水準は次のとおりです。

圃場の面積、形状、収量、日照、水利等の条件を勘案し、当事者間でご相談のうえ、賃借料を決定する目安としてご活用下さい。

※この情報は、１年間の平均を算出したものです。（ただし、特殊事例は除いています。）
※農地中間管理機構を通した案件も含まれています。

大仙市東部地区

■田（水稲）の部　（10ａ当たり：円）

地域名		平均額	最高額	最低額	データ数
大曲地域	圃場整備内	13,400	20,000	5,000	874
	圃場整備外	11,300	20,000	3,000	719
中仙地域	圃場整備内	14,300	25,000	3,300	668
	圃場整備外	12,000	17,000	5,000	232
仙北地域	圃場整備内	14,800	22,000	3,000	146
	圃場整備外	13,100	18,000	5,000	205
太田地域	圃場整備内	13,100	21,000	9,000	1,012
	圃場整備外	13,100	21,000	5,000	557
参考　大仙市東部地区平均	圃場整備内	13,900			2,700
	圃場整備外	12,400			1,713

大仙市西部地区

■田（水稲）の部（西部地区では圃場整備の区分は設けていません。）　（10ａ当たり：円）

地域名		平均額	最高額	最低額	データ数
神岡地域	全　域	10,000	18,000	4,800	569
西仙北地域	刈和野	6,400	14,000	3,200	11
	土　川	9,100	17,500	3,000	164
	大沢郷	5,100	13,300	4,000	134
	強　首	11,900	18,000	4,000	1,649
協和地域	荒　川	8,800	13,000	3,000	129
	峰吉川	7,800	12,000	3,600	53
	船　岡	10,200	12,000	7,400	63
	淀　川	9,800	14,000	3,000	121
南外地域	南楢岡	7,900	15,000	3,000	143
	外小友	7,900	14,000	3,900	46
参考　大仙市西部地区平均		8,600			3,082

※１　畑については、提供できる賃借料情報が少ないことから表記していません。
※２　参考の東部地区、西部地区の平均額は、データ数による平均の値です。
※３　データ数とは、集計に用いた筆数です。

しっかり積み立て、がっちりサポート
安心で豊かな老後を

農業者年金

あなたの老後生活への備えは十分ですか？
年金は家族一人ひとりについて準備することが大切です！
老後の備えは国民年金プラス**農業者年金**が基本です！

農業者年金の特徴

1 農業に従事されている方は広く加入できます

60歳未満の国民年金第1号被保険者（国民年金保険料納付免除者を除く。）であって年間60日以上農業に従事している方は誰でも加入できます。配偶者や後継者など家族農業従事者の方やパートなどで農業に従事されている方も加入できます。

家族一人ひとりの年金を！ 今、女性の新規加入者が増えています

2 保険料は自分で選べ、いつでも見直しできます

保険料を自由に決められ（月額2万～6万7千円の間で千円単位）、経営の状況や老後設計に応じていつでも見直せます。

3 税制面で大きな優遇措置があります

- 支払った保険料は、家族の分も含めて全額が社会保険料控除の対象となり、所得税・住民税が節税になります（支払った保険料の15%～30%程度が節税）。
- 農業者年金基金が保険料を運用して得られる収益は非課税です。
- 将来受け取る農業者年金には、公的年金等控除が適用されます。

つまり生涯を通じて税制上の優遇措置があります

まだまだあります。こんな特長▼

4 少子高齢時代に強い年金。年金資産は安全性を重視して運用しています

自ら積み立てた保険料とその運用益（付利）により将来受け取る年金額が決まる「積立方式（確定拠出型）」の年金です。少子高齢化が進んでも制度の安定性は損なわれません。

5 終身年金です。80歳までにお亡くなりになった場合、死亡一時金があります

農業者老齢年金は、原則65歳から生涯受け取ることができます。仮に80歳前に亡くなられた場合でも、80歳までに受け取れるはずであった農業者老齢年金の額の現在価値に相当する額を、ご遺族に死亡一時金としてお支払いします。

6 一定の要件を満たす方には、保険料の国庫補助があります

認定農業者で青色申告をしている方やその方と家族経営協定を結んだ配偶者・後継者の方など一定の要件を満たす方には、保険料の国庫補助（月額最高1万円、通算すると最大で216万円）があります。

この国庫補助額に見合う年金は、経営継承など一定の要件を満たせば特例付加年金として受給できます。また、経営継承の時期についての年齢制限はなく、事情に応じて受給の時期を決められます。

農業者年金受給者の皆様へ

現況届は忘れずに提出を！！

現況届は、年金受給者が年金を受給するため必要な毎年の手続きです。

○**現況届が届く時期は**：現況届の用紙は農業者年金基金から**５月末頃**に**直接受給者ご本人**あてに送付されます。

○**現況届の提出はいつまで**：**受給者本人が記入・署名し６月中**に住所地の**農業委員会へ提出**してください。代理人が記入する場合は「代理人の欄」も記入してください。

○**提出を忘れるとどうなりますか**：11月の支払いから提出されるまで間、**年金支払いが差し止められます**のでご注意ください。

○**記入を間違った場合は**：間違った箇所に**二本線を引き、余白に書き直して**ください。**訂正印は不要**です。

○**受給者が亡くなっている場合は**：現況届の**提出は不要**ですが、**死亡届等の手続きをお近くのＪＡ**で行ってください。

○**住所変更した場合は**：現況届は**新しい住所地の農業委員会に提出**してください。また**住所変更の手続きをお近くのＪＡ**で行ってください。

※　経営移譲年金・特例付加年金を受給している方については「自己チェック」を確認の上、必ず記入して提出してください。

詳しくは…
農業者年金基金　検索

https://www.nounen.go.jp

農業者年金の内容やご相談については、最寄りの農業委員会かJAまたは農業者年金基金に お問い合わせください。

独立行政法人 農業者年金基金
●専門相談員　TEL：**03-3502-3199**
●企画調整室　TEL：**03-3502-3942**

農業委員会へのお問い合わせは

事務局（神岡支所内）… 0187-72-4611（直通）
大曲分室…… 0187-63-1111（代表）
西仙北分室…… 0187-75-2966（直通）
中仙分室…… 0187-56-2325（直通）
協和分室…… 018-892-3694（直通）
南外分室…… 0187-74-3001（直通）
仙北分室…… 0187-63-3003（代表）
太田分室…… 0187-88-1115（直通）

許可申請の締切日等

各種申請書の提出締切日と許可書の交付日は基本的に左記のとおりです。

申請内容	締切日	許可書交付日
農地の権利移動の許可（農地法第3条）	毎月20日頃	翌月の総会終了後１週間以内
農地転用の許可（農地法第4・5条）		翌月の総会終了後１週間以内もしくは３週間以内
農用地利用集積計画に関する申請		
買受適格証明申請	随時受付	翌月の総会終了後1～2日後

経営とくらしを応援!!
全国農業新聞
NATIONAL AGRICULTURAL NEWS

経営とくらしに役立つ情報をお届けします！
農家のための情報誌
『全国農業新聞』

◆発行日　週1回（金曜日）
◆発行元　全国農業会議所
◆講読料　月700円［送料、税込み］
○講読料の支払いは、JAの口座引落しが便利です
○お申込みは、農業委員会事務局または各分室まで

コロナ予防。3密避けて、マスク・手洗い・うがいの徹底を!

農業経営者（個人）の皆さん 青色申告を始めましょう!

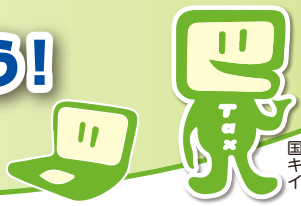

- 農業所得者は記帳と帳簿書類の保存（5年又は7年間）が必要です。
- 税制上の特典がある青色申告をお勧めします。

特典①：青色申告特別控除が受けられる。

要件①	要件②	青色申告特別控除額
貸借対照表付きの青色申告決算書と確定申告書を申告期限までに提出した方	e-tax申告、または、電子帳簿保存を申請している方	最高65万円
	書面申告かつ電子帳簿保存申請をしない方	最高55万円
上記以外の青色申告者		最高10万円

※事前に税務署に青色申告承認申請書を提出下さい。
申請書類提出期限：令和3年分申告から申請する方は、令和3年4月15日まで

特典②：家族給与（専従者給与）の経費算入が出来る。

・配偶者、子等（生計同一農業従事者）の給与賞与 ➡ 必要経費算入（支払金額内）

※税務署に青色事業専従者給与に関する届出書を提出下さい。

特典③：赤字（純損失金額）の繰越が出来る。

・農業で生じた純損失金額（他所得金額との通算後の残金）
➡ 繰越可能（翌年度以降・最大3年間）

税制上の特典以外のメリットも!

メリット①：収入保険の加入が出来る。

・自然災害、盗難や運搬中の事故、けがや病気で収穫ができない等様々な収入減少を補てん

※加入申請時に青色申告実績が必要、基準収入の80%を下回った場合に差額の90%を上限に補てんされます。
青色申告実績１年→80%、2年→85%、3年88%、4年90%※段階的に引き上げ

メリット②：農業者年金の保険料補助が受けられる。

・青色申告者かつ認定農業者・認定就農者の方が農業者年金に加入
➡ 月額補助 10,000円（35歳未満）
➡ 〃 6,000円（35歳以上）

要件：国民年金第1号被保険者、年間60日以上農業従事、農業所得900万円以下、39歳までに加入、月額保険料20,000円。
他にも補助を受けられる加入方法や通常加入がありますのでお問い合わせ下さい

問い合わせ先

○青色申告：大曲税務署 個人課税部門（0187-62-2192）
○収入保険：秋田県農業共済組合 仙北支所（0187-63-1066）
○農業者年金：農業委員会事務局、各分室、最寄りのＪＡ

広報専門委員会の方々

「農業委員会だより」第19号の記事訂正について

令和２年10月１日発行の「農業委員会だより」第19号の１ページ表紙中「召集」という文言が使われておりますが、正しくは「招集」の誤りであります。訂正してお詫び申し上げます。

編集後記

コロナ危機による混迷が続く中、秋田県の内陸南部を中心とした記録的な豪雪を受け、農業施設の倒壊や農作物の被害が相次ぎ、新年を迎え、春の農作業に向けて考えをめぐらせている矢先の出来事に肩を落とした事だと思います。コロナに始まり暗い話題ばかり先行している今、これまで幾多の試練を乗り越えてきた農業者の底力を発揮して頂き、この局面を乗り越えていきましょう。そして、世の中が明るい話題で溢れる日が来る事を切に願います。令和３年が皆様にとって健康で幸多き年になる事を心よりお祈りいたします。

広報専門委員
玉井 慎太郎（中仙地域）

■発行／大仙市農業委員会
〒019-1701
秋田県大仙市神宮寺字蓮沼16-3
■編集／大仙市農業委員会広報専門委員会
TEL0187(72)4611
■印刷／株式会社三森印刷